



暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

若 林 委 員 (申請者、申請理由について詳細を説明)

議 長 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

小 林 委 員 分家住宅の面積要件はありますか。

事 務 局 農地法では面積要件はありませんが、分家住宅を建築するための開発許可を受けるためには面積要件があります。今回は分家住宅の部分は分筆して開発許可を受ける見込みです。残りは農地として利用します。

議 長 他に質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて日程第3、議案第11号「特定都市農地貸付の承認について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (申請者、申請の農地、市民農園の貸付計画について説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議 長 再開します。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

吉 沢 委 員 (申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議 長 生産緑地対策委員長から意見をお願いいたします。

土 方 委 員 生産緑地対策委員会を開催して、今回の事案についての問題を出しつつ話し合いをしました。市民農園を開設するにあたり、トイレ、水道、駐車場、駐輪場といった利用者側の立場も考慮されており生産緑地対策委員会としては問題ないと感じています。

議 長 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

小野委員 今回の審議にあたり、トイレ、水道、駐車場等の要件は必要ないのではないのでしょうか。

土方委員 必要要件ではありませんが、審議をして検討する立場としては利用者がいないと市民農園が成立しないため利用者の立場についても考慮が必要だと考えます。

議長 他に質問はありませんか。

横田委員 説明資料の図面に描いてある区画面積と実際の面積割合が合わないように感じるがどうでしょうか。

事務局 図面に描かれているより、実際は竹林の面積が多い。耕作面積のうち市民農園以外の部分は自作地として耕作することを確認しています。今後は資料作成の際、整合性の取れないことのないように気をつけます。

議長 他に質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり承認することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり承認することに決めます。なお、今後は確認資料との整合性が取れないことのないように事務局及び担当の委員会の対応を求めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法4条7件、5条19件、納税猶予に関する適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書4件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について0件）

議長 暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。